

令和 5 年度第 19 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 6 年 1 月 16 日

担当部・課：建設部住宅課〔内線 5 5 5 5〕

<b>① 件 名</b>
空家等対策への取り組み推進について
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>
<p>【背景】 空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）の一部改正が令和 5 年 1 2 月 1 3 日に施行され、空家等所有者の責務が強化された。また、特定空家等となるおそれのある空家等に対し、指導・勧告が可能となったほか、市において財産管理人の選任請求などが行えることとなった。</p> <p>【目的】 空家法の改正に伴い、石巻市空家等の適切な管理に関する条例（以下「空家等条例」という。）及び同条例施行規則を改正し、本市における空家等対策の取り組みを推進するもの。</p>
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>
<p>【根拠法令】 空家等対策に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕】 第 2 章 都市と自然が調和し快適とやすらぎが生まれるまち 第 3 節 安全安心な住環境と都市機能の整備の推進 4 空き家対策を強化する</p>
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>
<p>平成 26 年 1 1 月 空家等対策の推進に関する特別措置法公布（平成 27 年 5 月施行） 令和 2 年 4 月 石巻市空家等の適切な管理に関する条例施行 令和 3 年 3 月 石巻市空家等対策計画策定 令和 5 年 6 月 空家等対策に関する特別措置法の一部を改正する法律の公布 （令和 5 年 1 2 月施行） 1 2 月 空家等対策に係る庁内連絡調整会議関係課等との情報共有</p>
<b>⑤ 主な内容</b>
<p>石巻市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正を以下のとおり行い、空家等対策の取り組みを推進する。</p> <p>1 所有者の責務強化 空家等所有者における「適切な管理の努力義務」に加え、「国、市の施策に協力する努力義務」を規定</p> <p>2 特定空家化を未然に防止する管理 放置すれば特定空家等になるおそれのある管理不全空家等に対し、管理指針に即し必要な措置をとるよう指導・勧告を行えることを規定 ※ 地方税法の一部改正により、勧告の対象となった管理不全空家等については、固定資産税の住宅用地特例が解除される。</p> <p>3 財産管理人による空家の管理・処分 相続放棄され所有者不在となった空家等への対応について、利害関係人のほか市が財産管理人の選任請求ができることを規定</p> <p>4 特定空家等に対する措置 災害その他非常の場合において、特定空家等の所有者等へ、命令や所有者等の意見聴取、公告などの事前手続きを経るとまがない場合、緊急時の代執行を行うことができることを規定</p>
<b>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</b>
<p>【影響・効果】 空家等条例の改正により空家等対策への取り組み強化が図られる。</p> <p>【市財政への負担】 なし</p>

⑦ 他の自治体の政策との比較検討
仙台市：令和5年12月13日一部改正施行
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
<p>令和6年2月 市議会第1回定例会に石巻市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例について提案（施行予定年月日：令和6年4月1日）</p> <p>4月 石巻市空家等の適切な管理に関する条例施行規則の一部改正（施行予定年月日：令和6年4月1日）</p>
⑨ その他